

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等  
被害救済制度における救済給付の額の改定について

救済制度における給付金額のうち、「葬祭料」については、平成22年4月1日より、  
現行の 199,000円 から 201,000円 に増額となる。

平成22年3月31日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

[救済給付の内容]

給付の種類	給付の内容・給付額	対象となる健康被害の程度等	請求期限
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	副作用等による疾病が入院を必要とする程度の場合	2年(平成20年5月1日以後に行われた費用の支払又は医療については、5年以内)
医療手当	通院の場合(入院相当程度) 一月のうち3日以上 35,800円(月額) 一月のうち3日未満 33,800円(月額) 入院の場合 一月のうち8日以上 35,800円(月額) 一月のうち8日未満 33,800円(月額) 入院と通院がある場合 35,800円(月額)		
障害年金	1級 年額2,720,400円(月額226,700円) 2級 年額2,175,600円(月額181,300円)	副作用等により日常生活が著しく制限される程度の障害	なし
障害児養育年金	1級 年額850,800円(月額70,900円) 2級 年額680,400円(月額56,700円)		
遺族年金	年額 2,378,400円(月額198,200円)	生計維持者が副作用等により死亡した場合	5年(過去に決定があった場合は2年以内)
遺族一時金	7,135,200円	生計維持者以外の方が副作用等により死亡した場合	
葬祭料	<u>199,000円→201,000円</u>	副作用等による死亡	

給付額は、平成22年4月1日現在～のものである。

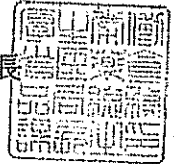


薬食総発 0401 第 4 号

平成 22 年 4 月 1 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度  
における救済給付の額の改定について

本日、平成 22 年政令第 107 号をもって未帰還者留守家族等援護法施行令等の一部を改正する政令が別添のとおり公布され、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部が改正されたところである。その改正内容は下記のとおりであるので、貴職におかれても御了知の上、事務に遺漏なきよう取り図られたい。

記

1 改正内容

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が支給する葬祭料の額を、199,000円から201,000円に引き上げること。(第13条関係)

2 施行

- (1) この政令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行すること。(附則第 1 項関係)
- (2) 平成 22 年 3 月 31 日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例によること。(附則第 2 項関係)



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

政 令

- 内閣官房組織令の一部を改正する政令(八〇)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(八一)
- 公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令(八二)
- 金融庁組織令の一部を改正する政令(八三)
- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(八四)
- 総務省組織令の一部を改正する政令(八五)
- 法務省組織令の一部を改正する政令(八六)
- 文部科学省組織令の一部を改正する政令(八七)
- 厚生労働省組織令の一部を改正する政令(八八)
- 経済産業省組織令の一部を改正する政令(八九)
- 国土交通省組織令及び国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令(九〇)
- 防衛省組織令等の一部を改正する政令(九一)
- 国勢調査令の一部を改正する政令(九二)

- 警察法施行令の一部を改正する政令(九三)
- 警察庁組織令の一部を改正する政令(九四)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(九五)
- 特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令(九六)
- 株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令(九七)
- 土地改良法施行令等の一部を改正する政令(九八)
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令の一部を改正する政令(九九)
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第七条第一項の人数を定める政令の一部を改正する政令(一〇〇)
- 公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一〇一)
- 予防接種法施行令及び原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令(一〇二)
- 麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(一〇三)
- 児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令(一〇四)
- 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(一〇五)
- 障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令(一〇六)
- 未帰還者留守家族等援護法施行令等の一部を改正する政令(一〇七)
- 国民年金法施行令等の一部を改正する政令(一〇八)

府 令

- 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令(一一〇)
- 戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令(一一一)
- 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(一一二)
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(一一三)
- 内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一六)
- 沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一七)
- 公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一八)
- 金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令(同一九)
- 消費者委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同一〇)
- 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令(同一二)
- 〔府令・省令〕
- 沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・財務二)
- 〔省 令〕
- 国勢調査施行規則等の一部を改正する省令(総務四二)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(同四三)
- 総務省定員規則の一部を改正する省令(同四四)

- 法務省定員規則の一部を改正する省令(法務一八)
- 地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令(同一九)
- 財務省定員規則の一部を改正する省令(財務三二)
- 文部科学省組織規則の一部を改正する省令(文部科学一一)
- 文部科学省定員規則の一部を改正する省令(同一二)
- 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(同一三)
- 特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令(文部科学・経済産業一)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(厚生労働五八)
- 障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(同五九)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六〇)
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同六一)
- 厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(同六二)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(農林水産三〇)
- 農林水産省定員規則の一部を改正する省令(同三一)

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

附則

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五十九条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十...

未編置者留守家族等援護法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

署名 御 俣

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

政令第百七号

未編置者留守家族等援護法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、未編置者留守家族等援護法(昭和三十八年法律第百六十一号)第十六条第一項、傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第十九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十六条第三項(同法第二十条第二項において準用する場合を含む)及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成二十二年法律第九十八号)第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「十九万九千円」を「二十万千円」に改める。

一 未編置者留守家族等援護法施行令(昭和二十八年政令第二百一十一号)第二条

二 傷病者特別援護法施行令(昭和三十八年政令第三百五十八号)第八条の五

三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(平成十六年政令第八十三号)第十三条第一項

四 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令(平成二十二年政令第二百七十七号)第十二条第一項

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年三月三十一日以前の死亡に係る未編置者留守家族等援護法による葬祭料、傷病者特別援護法による葬祭費並びに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 長妻 昭  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

署名 御 俣

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

政令第百八号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第二十七条の二第二項、第二十七条の三第三項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十三条の二第五項及び第四十三条の三第四項(これらの規定を同法附則第十七条の四第七項において準用する場合を含む)、第四十六号第四項並びに附則第十一号第四項第十九条第二項第三号並びに第二十号第四項第一号口及び第二号イ、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第四十条第六項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第九十四条第三項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十三条第五項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第一項及び第十七条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第二十一号第三項及び第四十号並びに附則別表第一、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号)第十一条第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二十七号第二項及び第三十一号第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

(国民年金法施行令の一部改正)

第一条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十号第一項ただし書中「平成十九年三月」を「平成二十年三月」に、「平成二十一年四月」を「平成二十二年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十二年度	〇・一八六
平成二十三年度	〇・一四一
平成二十四年度	〇・〇九七
平成二十五年年度	〇・〇八〇
平成二十六年年度	〇・〇六六
平成二十七年年度	〇・〇四七
平成二十八年年度	〇・〇二九
平成二十九年年度	〇・〇一四